

# 中小企業のための 法務講座

## 賄賂・不正取引について

しに任意の代理人が以下の行為の誘因、あるいは、報酬として何らかの利益を受け取り、あるいは、懇請しある云々社業務や事業でやるべきでない行動を取ること。あるいは、やるべき行動を控えた。あるいは、  
(イ)会社業務や事業に関連して任意の人に対しても優待した。あるいは優待しないことは、有罪である。

④ その他のサー  
ビス 好意（接待  
(entertainment)）は除  
く、罰や責任への保合（例  
えば、執行免除や控え）  
⑤ 業務上与えられた権  
利・権力の行使・不行使  
⑥ ①～⑤で言及された利  
益に関するオファーや約束  
なお、接待とは、その場  
で飲み食べ終わる飲み物と  
食べ物の提供の事で、それ

して利益を提供し、代理人が、  
(あ)会社の業務や事業に対しして、やるべきでない行動を取ること。あるいは、やるべき行動を控えた。あるいは、  
(い)任意の人に対して、会社業務や事業で、優待した。あるいは優待しない。ことは有罪である。

が、購買の際、品質価格から考慮するとA社と契約すべきところを、担当者がB社から賄賂をもらつていたためB社と契約した。

ります。  
※注2：『会社』は、分か  
りやすくした表現であり、  
正式な法律用語は、本人  
(principal)のことです。  
(1)のシリーズは月一回掲  
載します)

この条例はパブリックセクターで働く公務員と民間

日本の親会社から日が行  
き届きにくく、香港法人  
トップの駐在員である地位  
を悪用し、横領するケース  
を年に数回は見聞きしま  
す。国際基準の賄賂防止規  
制を有している香港で、香  
港の賄賂防止条例の法令を  
理解しておくことで無用な  
トラブルを避けることがで  
きるでしょう。

この条例はハブリックセクターで働く公務員と民間組織の代理人(Agent)(注1)が関わる不正取引および賄賂の両方が対象となっています。読者の方に関連のあるそろ、民間組織における賄賂防止条例について、今回このコラムで説明したいと思います。

利益を受ける側の責任：

賄賂防止条例の第9(1)条により、合法的な権限あるいは、合理的な弁解な

日本の親会社から日が行き届きにくく、香港法人トップの駐在員である地位を悪用し、横領するケースを年に数回は見聞きします。国際基準の賄賂防止規制を有している香港で、香港の賄賂防止条例の法令を理解しておくこと無用なトラブルを避けることができるでしょう。

利益 (advantage) と法律での利益は幅広く以下のように規定されていきます。

利益を与える側の責任  
利益を受ける者がいるといふことは、利益を与える者  
者がいるということで、賄賂の場合、二者一体の関係  
があります。

賄賂防止条例の第9(2)条により、合法的な権限、  
あるいは、合理的な弁解なしに任意の人人が以下の行為  
の誘因、あるいは、報酬と

(4)(5)条により、(あ)利益の提供、勧誘受け取る前に会社の許可を得る。あるいは、(い)事前の許可はなかつたが、利益の提供を受けた後、当事者が直ちに会社(注2)に許可をもらつた。

合、50万香港ドルの罰金および7年間の禁固刑の判決の場合、10万香港ドルの罰金および3年間の禁固刑となります。

筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談、  
契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、  
慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経  
験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)